

建設工事に係る「最低制限価格」の見直しについて

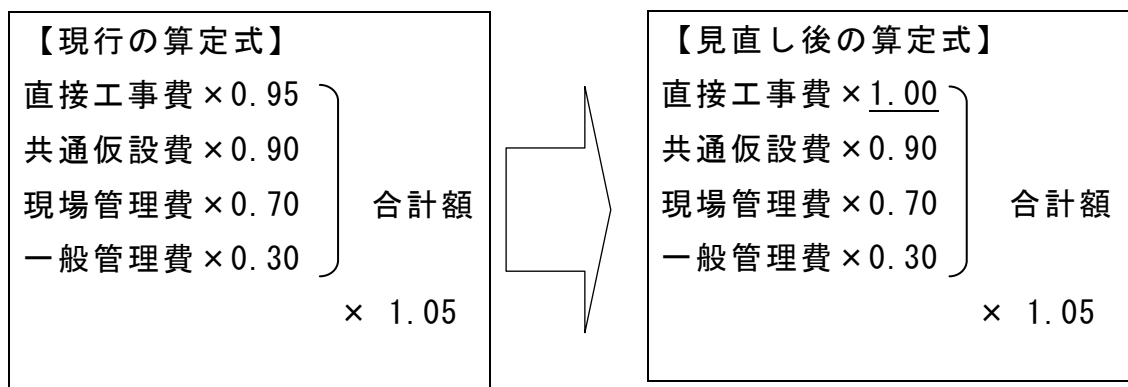
建設工事に係る「最低制限価格」については、本年 6 月、地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、ダンピング対策の充実を図るため、国土交通省通達により、「最低制限価格」の算定式等の見直しを行ったところである。

今般、みなべ町においては、平成 21 年度に発注した予定価格 250 万円以上の建設工事の落札結果を検証したところ、低入札の状況が続いていると判断されるため、減額率が小さい中小規模工事について、今回算定式を見直し適正化を図る。

見直し内容

建設工事に係る「最低制限価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格 1 億円未満の工事に設定。



なお、予定価格が 1 億円以上の工事に係る「最低制限価格」の算定式については、現行どおりとする。

適用時期

平成 21 年 12 月 1 日から入札執行の建設工事から適用する。